

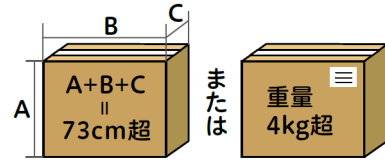
特定信書便事業の概要と近畿地方における特定信書便事業参入の現状

特定信書便事業の役務の概要

【大型信書便役務】（1号役務）

長さ、幅及び厚さの合計が73 cmを超え、又は、重量が4 kgを超える信書便物を送達するサービス

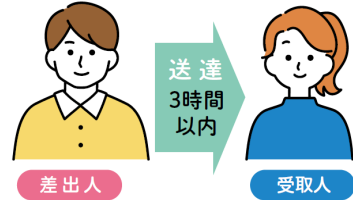
➡ 本社支社間の社内連絡便、貨物と信書の同時送達など



【3時間役務】（2号役務）

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

➡ バイク等を利用した急送サービスなど



【高付加価値役務】（3号役務）

料金の額が800円を超える信書便物を送達するサービス

➡ メッセージカードの配達、遠距離の急送サービスなど



管内の特定信書便事業者数

近畿管内に拠点を置く特定信書便事業者は、令和8年6月29日現在で114者となっています。

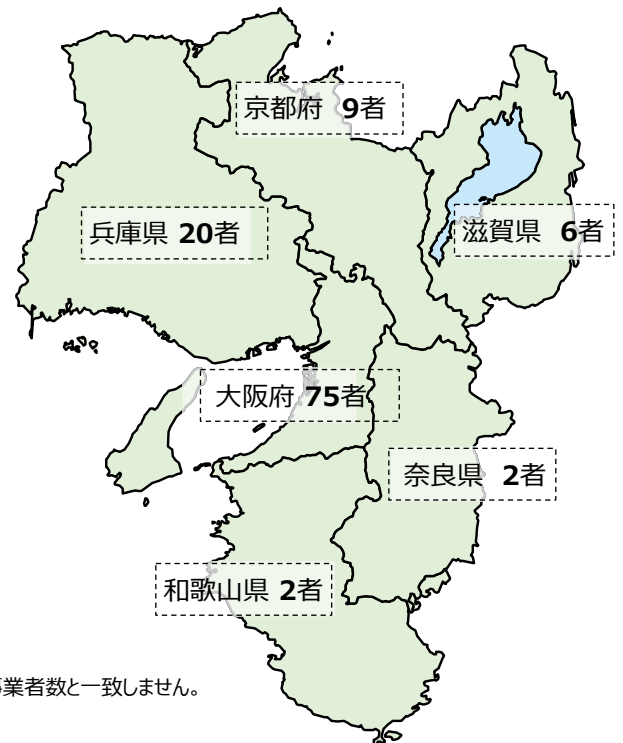
これらの事業者は、大型信書便物役務、3時間役務、高付加価値役務の各分野で様々なサービスを提供しています。

役務別の事業者数

大型信書便役務 : 97者

3時間役務 : 18者

高付加価値役務 : 67者



注1：管外で許可申請をした事業者を除きます。

注2：複数の役務を提供する事業者があるため、役務別の合計は管内事業者数と一致しません。